

志學館大学公印取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園公印規程（以下「公印規程」という。）に基づき、志學館大学（以下「本学」という。）が使用する公印の取扱いに関し必要な事項を定める。

(公印の定義)

第2条 この規程で公印とは、本学において公文書を認証するために使用する学校印及び学長印その他の職印をいう。

(公印の種類及び公印取扱責任者)

第3条 公印の種類及び公印取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）は、次のとおりとする。

公 印 の 種 類		取扱責任者
志學館大学印	(60 mm)	総務課長
志學館大学印	(36 mm)	総務課長
志學館大学印	(21 mm)	総務課長
志學館大学人間関係学部印	(24 mm)	総務課長
志學館大学法学部印	(24 mm)	総務課長
志學館大学大学院心理臨床学研究科之印	(21 mm)	総務課長
志學館大学図書館印	(24 mm)	総務課長
志學館大学学長之印	(36 mm)	総務課長
志學館大学学長之印	(21 mm)	総務課長
志學館大学人間関係学部長	(36 mm)	総務課長
志學館大学人間関係学部長	(21 mm)	総務課長
志學館大学法学部長	(36 mm)	総務課長
志學館大学法学部長	(21 mm)	総務課長
志學館大学大学院心理臨床学研究科長印	(21 mm)	総務課長
志學館大学図書館長	(21 mm)	総務課長
志學館大学事務局長	(21 mm)	総務課長
志學館大学学長補佐印	(21 mm)	総務課長
志學館大学生涯学習センター長之印	(21 mm)	総務課長
志學館大学心理相談センター長印	(21 mm)	総務課長
志學館大学発達支援センター長印	(21 mm)	総務課長

第4条 その他、公印の使用等については、公印規程による。

附 則

1 この規程は、平成11年9月6日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

2 鹿児島女子大学公印取扱規程（平成10年4月1日）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月26日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月25日から施行する。